

外国送金等の外為法における適法性確認へのご協力をお願い

株式会社群馬銀行

外国送金等の外国為替取引を受付けるに際し、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」）17条に基づき、規制対象取引に該当しないこと、もしくは規制対象取引である場合は許可を得ていること、を確認することが金融機関に義務付けられています。法令に基づく確認義務を履行するため、以下に該当するお取引がある場合は、当行に対して申告頂きますようご協力をお願い申し上げます。

1. 送金目的に関する規制

以下の目的で行う送金は、規制対象取引です。

(1) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」「資金使途規制」

- ・北朝鮮を原産地または船積地とする貨物の輸入及び仲介貿易取引
- ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
- ・北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連の開発に寄与する目的の取引

(2) イランの核活動等、またはイランへの大型通常兵器等の供給に関する活動に寄与する目的の取引**(3) ロシア関連**

- ・「クリミア「併合」またはウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者、並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者と判断される者」への支払
- ・クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）、を原産地とする輸入に係るもの
- ・その他、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻により、外為法に基づく各種規制が公表されておりますので、財務省HPにてご確認のうえ、申告をお願いいたします。

2. 送金依頼人や受取人に関する規制

外務省告示による「資産凍結等の措置の対象者」、米国の財務省外国資産管理室（OFAC）が指定した国・地域や特定の個人・団体などの取引禁止及び資産凍結対象者との取引は、規制対象となっています。

仕向外国送金の受取人については、北朝鮮の居住者でないことに加え、その居住国にかかわらず北朝鮮の居住者に実質的に支配されている法人その他の団体ではないことをご確認ください。

- ・「資産凍結等の措置の対象者」には、「タリバーン関係者等」「北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者」「イランの核活動等に関与する者」「資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人」など20以上のリストがあります。個々の氏名・名称等は、財務省のHP等でご確認いただけます。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm

*お取引によっては、原産地・船積地などのさらに詳細な資料のご提供をお願いすることがあります。また、内容によってはご希望に添えず、外国為替のお取引ができない場合もございます。何卒ご理解賜りたくお願いいたします。

以 上